

よくある質問（7/30更新）

Q 1. 協力金を支給する趣旨は

A. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、時短要請に応じていただいた事業者の皆様に対し支給するものです。時間短縮に対する営業補償として支給するものではありません。

Q 2. 時短要請は何に基づくものか

A. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項によるものです。

Q 3. 要請は強制的なものか。懲罰等はあるのか

A. 罰則は定められておらず、あくまでも協力をお願いするものです。

Q 4. 時短要請の対象となる店舗は

A. 食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」を受けている店舗が対象です。（ただし、テイクアウト専門店、コンビニエンスストアは除く。）

Q 5. 協力金はいくら受け取れるのですか

A. 個人事業主または中小企業の方であれば、
17.5万円～140万円になります。

Q 6. 酒類を提供していない飲食店は時短要請の対象外か

A. 酒類を提供していない飲食店も対象となります。

Q 7. 複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた協力金が支給されるか

A. 要請を受けて営業時間の短縮をした店舗数に応じて、協力金を支給します。

Q 8. 複数の店舗を運営する事業者は、全施設を時短しなければ協力金はもらえないのか

A. 全ての店舗を時短等することを協力金の給付要件としていません。店舗ごとに協力金の支給対象であるか、判断します。一部の店舗のみ申請をすることも可能ですが、感染拡大防止の観点から、可能な限り時短営業へのご協力をお願いします。

Q 9. 協力金は、どのような事業者（法人、個人）が対象か

A. 時短要請期間の開始日（令和3年7月26日）以前から、飲食店営業許可をはじめ、必要な許認可等を取得の上、金沢市内で飲食サービスを提供する店舗を運営している事業者です。なお、対象店舗を運営している事業者とは、その店舗を所有、又は長期賃貸借し、常時滞在する店舗の営業時間・営業内容等について決定権限を有する者です。

Q 10. 指定管理者や第3セクターは協力金の支給対象か

A. 指定管理者や公的な資金が入っている団体は、協力金の支給対象ではありません。

Q 11. 全ての期間において、時短営業を行わなければ、協力金は支給されないのか

A. そのとおりです。時短要請期間の途中から時短営業を行った場合や、途中で時短営業を止めた場合など、期間中の一部のみで時短営業を行った場合は、時短要請に応じたことにならず、協力金は支給されません。

Q 12. 営業時間の短縮ではなく、終日休業した場合、協力金の対象となりますか

A. 従前より営業時間短縮要請の時間帯を超えて営業している施設が、時間短縮もしくは終日休業をした場合は、要請に応じたことになり、対象となります。

Q 13. もともとの営業時間が午前5時から午後9時までの店舗が、営業時間を短縮した場合や完全休業した場合に、協力金は支給されるか

A. 対象となりません。

Q 14. 今回の時短要請に先立って（7/26以前）営業時間の短縮を自主的に行っていた場合は、協力金の対象となりますか

A. 対象になります。

Q15. 午後9時以降に酒類や料理の提供をせず、引き続き店内にお客様がいる場合は、営業時間短縮要請に応じたことになるのか

A. 時短要請に応じたことになりません。要請は、午後9時に店を閉めていただくことなので、結果的に9時以降に営業状態となっている場合は要請に応じているとは言えません。適切なラストオーダー時間の設定や、お客様への閉店時間の周知などをお願いします。

Q16. 営業時間短縮の要請期間中に定休日が含まれますが、要請に応じたことになりませんか

A. 従前より営業時間短縮要請の時間帯を超えて営業しており、営業時間短縮に協力した場合には、定休日が含まれていても要請に応じたことになります。

Q17. 協力金の申請はいつからですか

A. 時短要請終了後速やかに受付を開始する予定です。

Q18. もともとの営業時間が午後9時までの店舗において、酒類の提供を午後8時までとした場合、協力金支給の対象になるか

A. いいえ、対象となりません。支給対象となるには、もともとの営業時間が午後9時から午前5時までの間にある必要があります。(この場合、酒類の提供は、午後8時までとする必要があります。~~7月31日以降は「いしかわ新型コロナ対策認証店」でなければ終日酒類の提供自粛~~)

Q19. 酒類の午後8時までの提供自粛とあるが、ノンアルコール飲料は提供してもよいか

A. ノンアルコール飲料は提供しても構いません。

Q20. 申請にあたってどのようなものが必要になるのか

A. 詳細が決まり次第、石川県ホームページ等でお知らせいたしますが、現在のところ申請書・誓約書に加え、

- ①申請する店舗ごとの外景(社名や店舗名入り)及び内景(客席と厨房)の写真
- ②申請する店舗ごとに必要な全ての許可等を取得していることがわかる書類(写し可)
(例)時短要請期間中に有効な食品衛生法に基づく営業許可証(金沢市保健所長が発行する「許可指令書」または「営業証明書」)等
※申請する店舗の名称が記載された書類をご用意してください。

③振込先口座の通帳の写し

※(法人の場合は当該法人または代表者の口座に限ります。)

④本人確認書類(写しで可)

⑤確定申告書の写しまたは開業届の写し

⑥役員等名簿

⑦店舗ごとの売上高がわかる書類

⑧時短要請に応じた状況がわかる書類(写しで可)

(例)営業時間の短縮を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、DM 等

※ 提出される書類は、時短営業する店舗の名称や状況(時短営業の期間、営業時間の変更)が第三者から見て明らかに分かるようにしてください。

※ 複数の店舗をお持ちの場合、どの店舗が時短要請を実施しているのかがわかる書類を用意してください

⑨「いしかわ新型コロナ対策認証店」であることを示すステッカーが掲載されていることを示す写真(7月31日以降酒類を提供する店舗の場合)

ただし、協力金(第3次又は第4次)を申請頂いた方で、申請時から変

更がない場合①～⑥の書類の提出省略を予定しております。

Q 2 1. 協力金算定方法はどのようなものか

A. 詳細が決まり次第、石川県ホームページ等でお知らせいたしますが、

- ①令和元年または令和2年7月～8月の売上高を62で除して算出された額の3割程度

<例>

令和元年7月～8月の売上高が1,000万円の場合

$$10,000,000 \text{ 円} \div 62 \text{ 日} = 161,290$$

$$161,290 \times 0.3 = 48,387$$

千円未満切り上げて、49,000円/日

$$\text{支給額} = 49,000 \text{ 円} \times 7 \text{ 日} = 343,000 \text{ 円}$$

②令和元年または令和2年の売上高を365または366で除して
算出された額の3割程度

<例>

令和2年の売上高が5,000万円の場合

$$50,000,000 \text{ 円} \div 366 \text{ 日} = 136,612$$

$$136,612 \times 0.3 = 40,983$$

千円未満切り上げて、41,000円/日

$$\text{支給額} = 41,000 \text{ 円} \times 7 \text{ 日} = 287,000 \text{ 円}$$

上記で算出された額	1日あたり支給額
8,3万円以下	2,5万円
8.3万円より大きく25万円以下	上記①または②で算出された額
25万円より大きい	7,5万円

<大企業の場合（減少額方式）> ※中小企業も選択可

③令和元年または令和2年の7～8月の売上高から
令和3年7～8月の売上高を減算し、62で除して算出された
額の4割程度（最大上限20万円）

<例>

令和2年の7～8月の売上高が5,000万円

令和3年の7～8月の売上高が1,000万円の場合

$$50,000,000 \text{ 円} - 10,000,000 \text{ 円} = 40,000,000 \text{ 円}$$

$$40,000,000 \text{ 円} \div 62 \times 0.4 = 258,064$$

千円未満切り上げて、259,000円/日

上限が20万円/日のため

$$\text{支給額} = 200,000 \text{ 円} \times 7 \text{ 日} = 1,400,000 \text{ 円}$$

※石川県へまん延防止等重点措置が適用されることにより、Q22～24の間は削除いたします。

~~Q22. 要請期間が8月22日まで延長されたが、協力金の支給要件に変更
はあるのか~~

~~A. 金沢市内の飲食店への時短要請が延長等されたことに伴い、協力金の支給を
受けるためには、下記の全ての要請に応じる必要があります。~~

~~◎営業時間の短縮（7/26～8/22）
— 5時～21時までの時短営業~~

~~◎酒類提供の自粛要請（7/31～8/22）
飲食店における酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）の
自粛（終日）
※ただし、いしかわ新型コロナ対策認証店については、1グループ4人以内
又は同居家族のみの利用に限り、20時まで酒類の提供が可能です。~~

~~◎カラオケ設備の利用自粛要請（7/31～8/22）
飲食店においてカラオケを行う設備を提供している場合、その利用を
自粛（終日）~~

~~Q23. いしかわ新型コロナ対策認証制度の申請をしているが、事務局の
現地確認を受けていない。酒類の提供を行ってよいか~~

~~A. 酒類提供を行うためには、「いしかわ新型コロナ対策認証制度事務局」の
現地確認を受ける必要があります。~~

~~Q24. カラオケ店を営業しているが、カラオケ設備を停止しなければ
ならないのか~~

~~A. 県では飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用停止を
要請しており、カラオケ店へのカラオケ設備の利用自粛を要請しているもの
ではありません。~~